

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成29年 1月23日

広島県公安委員会

委員長 深 田 成 子

広島県公安委員会規則第 1 号

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規 則

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則（昭和36年広島県公安委員会規
則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中	「	航	空	き	章	」	1 個	」	36 月	」	を
「	航	空	記	章		」					
		胸		用	1 個		36 月				に、
		腕		用	1 個		36 月				」
「	盛	夏	服	1 着	4 月						を
	防	寒	服	1 着	30 月						」
「	防	寒	服	1 着	30 月						に、「半長ぐつ」を「航空靴」に改
											める。

附 則

この公安委員会規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。